

砂川市監査委員公告 第 6 号

定期監査等結果について

地方自治法第199条第2項並びに第4項及び第7項の規定に基づき、定期監査等を執行したので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和3年10月1日

砂川市代表監査委員 栗井久司

記

別紙のとおり

砂 監 第 4 8 号
令和3年10月1日

砂 川 市 議 会 議 長 水 島 美 喜 子 様
砂 川 市 長 善 岡 雅 文 様

砂川市監査委員 栗 井 久 司
砂川市監査委員 佐々木 政 幸

定 期 監 査 等 報 告

地方自治法第199条第2項並びに第4項及び第7項の規定に基づき定期監査等を執行したので同条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査基準を順守

監査等は、砂川市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき行った。

2. 監査等の種類

- (1) 財務監査（砂川市監査基準第2条第1項第1号）
- (2) 行政監査（砂川市監査基準第2条第1項第2号）
- (3) 財政援助団体等監査（砂川市監査基準第2条第1項第3号）

3. 監査等の期日及び対象

月 日	対 象
令和3年9月 1日	砂川市社会福祉協議会
令和3年9月29日～30日	総務部総務課

4. 監査等の着眼点（評価項目）

関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、財政援助団体等においては、財政的援助等の目的に沿って行われているかどうか監査等を実施した。

5. 監査等の実施内容

令和2年度分の財務に関する事務の執行状況又は補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体に係る出納その他の事務の執行状況を中心に実施した。

6. 監査等の方法

各所属長及び担当係長の出席を求め、所管事務について説明を受けて書類、簿冊等の監査等を実施した。

7. 監査等の結果

監査等の結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

砂 川 市 社 会 福 祉 協 議 会

●当会計の監査は、市補助金に係る事業目的の整合性及び経理の執行について重点的に行った。

予算経理事務、契約事務等については、関係帳票、預金通帳等により、備品管理については、備品台帳により調査した結果、適正に処理されていることを認めた。

また、書類の保存は、良好に管理保存されていることを認めた。

総 務 部 総 務 課

●予算経理事務について

調定、収入、支出関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●契約（電話交換業務委託、清掃業務委託、庁舎警備等業務委託、地域イントラネットに係る機器及びシステム保守委託、電算管理業務委託、総合行政情報（住民情報）システム保守委託、市内公共施設イントラネット設備撤去

工事、砂川市庁舎建設工事（ネットワーク構築工事）等）事務について

契約書ほか、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●補助金等交付（職員福利厚生会補助金）事務について

補助申請書、指令書、その他関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●財産収入（土地・建物貸付収入、配当金）、寄附金（総務費寄附金）、諸収入（専従職員分担金、派遣職員分担金等）等収納事務について

調定、収入関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。